

議員提出議案第1号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等に係る」及びただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「、次項の場合を除き」、「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」、「。次項において同じ」及び「（次項において「控除後の額」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）に係る」を削り、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項中「から第3項まで」を「又は第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る」を削り、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げ、助成の方法を変更し、並びに保護者の所得の制限及び一部負担金を廃止するため、この条例を制定するものである。